

【電子化のメリットと紙の手形・小切手を使い続けるリスク】

紙の手形・小切手が2026年に廃止へ 利用者にも求められる対応とは

近年、決済の電子化が急速に進んでいるものの、依然として紙の手形・小切手が残っている。政府は2026年までに紙の手形・小切手を廃止する方針を決めた。期限まで残り3年。

電子化するメリット、電子化しないリスクについて、全国銀行協会に聞いた。

〈全国銀行協会〉

手形・小切手の電子化の議論は、

政府の「未来投資戦略2017」

(17年6月閣議決定)において、

企業・金融機関双方の事務負担を

削減するとともに、ITを活用し

た金融サービスの連携を可能と

する観点から「オールジャパンでの

電子手形・小切手への移行」が盛

り込まれたことに始まる。これを

受け、全国銀行協会(以下、全銀

協)が事務局を務める「手形・小

切手機能の電子化に関する検討会

が設置され、関係省庁、経済団体、

金融界等による検討が開始された。

21年6月に閣議決定された政府の

「成長戦略実行計画」においては、

5年後の約束手形の利用の廃止に

向けた取組の促進と、小切手の全

面的な電子化を図ることが掲げら

れた。全銀協の加藤勝彦会長も次

のようにコメントする。

「手形・小切手は複数の関係者

間で紙が流通し、その処理には物

量に応じた人手が必要になります。

電子化は、わが国の人手不足解消

や社会全体のコスト削減に繋がる、

非常に意義のある取り組みです」

全銀協によれば、全国の手形交

換所で交換された手形・小切手の

枚数はピークの1979年には約

4億枚に達していたが、2022

年には2359万枚と、大幅に減

少している。

全銀協の前田航希氏は「銀行振

込や電子記録債権、クレジットカー

ドの普及等、キャッシュレスの進展

も含め、決済手段は大きく様変わ

りしています」と語る。

では、いまだに手形・小切手が

使われている理由は何なのか。全

銀協がリサーチ会社に委託して行っ

た調査によると、手形・小切手の

利用者の6割から9割は「やめた

い」という回答だった。一方、残り

の1割から4割の利用者は「経理

事務を変更することに抵抗感があ

る」「紙の利用をやめる必要性を感

じていない」という回答で、一部の

利用者の意向により、その取引先

も含め、紙の手形・小切手の利用

をやめられない事業者が多くいると

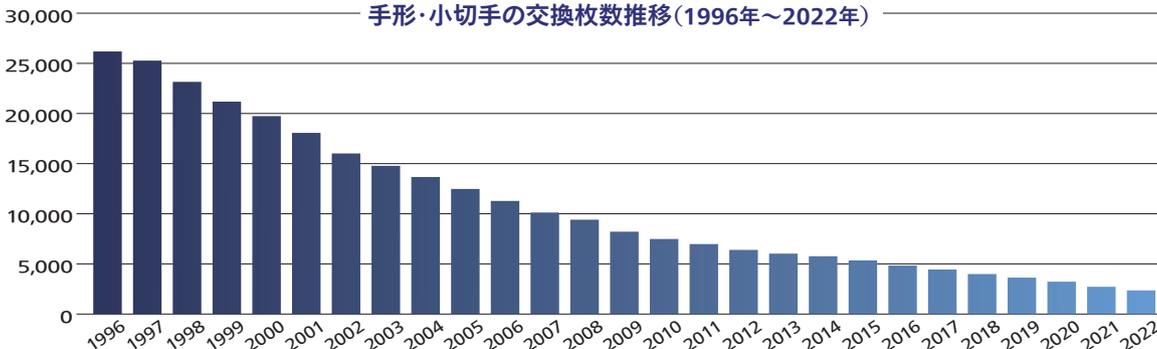
いう。



全国銀行協会 会長
加藤 勝彦

手形・小切手の交換枚数推移(1996年~2022年)

単位:万枚



- 上記は全国手形交換枚数(全国の手形交換所がマニュアルで集計。行内交換分(全体の約25%)は含まれない)
- ピークは1979年(約4億枚)
- 出所 全国銀行協会

手形・小切手の電子化には どんなメリットがあるのか

一方、電子化に移行した企業には、さまざまなメリットをもたらしているようだ。

「全銀協では、手形・小切手の代替手段として『でんさい』などの電子記録債権や、インターネットバンキングによる振込を掲げており、これらの手段に切り替え・移行することを『電子化』と定義しています。電子化には『業務効率化』『コスト削減』『リスク削減』など多くのメリットがあります」（前田氏）

「でんさい」とは、全銀電子債権ネットワーク（通称…でんさいネット）が取り扱う電子記録債権のこと。パソコンで利用でき、紙の手形に必要な用紙代、印紙代、郵送料などは不要。支払期日になると自動的に引き落とし・入金されるため、郵送遅延リスクや取り立て失敗リスクもない。受け取った債権は分割して譲渡・割引ができる。

では、電子化のメリットである「業務効率化」とは具体的にどのようなものなのか。手形・小切手の振出側では電子化により、用紙の管理、作成・検証、発送などの業務

が不要になる。受取側では、用紙の管理・金融機関への持ち込みの業務が不要になる。次に「コスト削減」

では、手形帳・小切手帳の購入費用、郵送料、そして何より紙の手形の印紙代が不要に。さらに「リスク削減」としては、盗難や紛失といった紙固有のリスクがなくなる。

前述の全銀協がリサーチ会社に委託して行った調査では、手形・小切手を全面的に電子化すると、利用者全体で年間約400億円のコスト削減効果があるという試算結果だった。業務量が多い大企業はもちろん、経営リソースに限りがある中小企業にとっても生産性向上などのメリットが大きいのではないだろうか。

実際、電子化した事業者からは「1カ月当たり約20時間の経理業務を削減することができた」「でんさいの利用は思った以上に簡単」「一度電子化すると、非効率な紙に戻る気がなくなつた」といった声が数多く寄せられているという。

商取引そのものが 継続できなくなるおそれも

本年6月、政府の「新しい資本

主義のグランドデザイン及び実行計画」で、約束手形・小切手の利用廃止に向けたフォローアップを行うことが改めて掲げられた。前田氏は「26年という期限が迫っている中で、手形帳・小切手帳の製造業者の中には、製造を中止する動きも出始めています」と語る。手形・小切手用紙が手に入りにくくなれば、ますます非効率な決済手段になつていく流れだ。

「手形・小切手の全面電子化」に向けた、金融機関の取り組みも加速している。

電子的な決済サービスの利便性向上に向けた取り組みに加え、本年8月・9月には、各メガバンクが、新規当座預金開設者への手形帳・小切手帳の発行を停止するとともに、27年4月以降を支払期日とする手形・小切手の取立受付の停止を決定した。今後、他の金融機関にも取り組みが広がる可能性がある。

手形・小切手の電子化には、振出側、受取側双方が合意し、商慣習や経理事務を変更する必要がある。

前田氏は「手形・小切手の電子化は、自社のみならず、取引先や、

場合によってはサプライチェーン全体の業務効率化、人手不足解消、生産性向上を実現し、ひいては日本経済の競争力強化につながる」と考えています。

小規模事業者やご高齢の経理担当者等の中には、でんさいやインターネットバンキングを使いこなすことが容易ではないケースもあるでしょう。そこは金融機関が、導入手続きや操作方法をきめ細かくサポートする必要があります」と語る。

金融界は、個別の金融機関による電子化に向けたお客さまサポートの好事例を共有し合い、26年の「全面電子化」に向けて、より丁寧な事業者の支援に取り組んでいく。

加藤会長も次のようにコメントしている。

「紙の手形・小切手に関わる業務プロセスは大変煩雑で、持ち込み、事務処理、物流、保管に人手がかかります。

日本の人口減少を背景とする人手不足経済への対応は、わが国共通のアジェンダです。しっかりとこだわって電子化の推進に取り組んでいきたいと考えています」